



こんな消費者トラブルにご注意を！

市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

成年年齢が18歳に引き下げられました

成年年齢が引き下げられると何が変わるの？

民法改正により、4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳（成年者）になると、保護者の同意を得なくても、自分の意志でさまざまな契約ができるようになります。一方で、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙などは、20歳にならないとできません。

18歳になったらできること

- ・クレジットカードや携帯電話の契約
- ・ひとり暮らしのアパートを借りる
- ・ローンを組む
- ・10年有効のパスポートの取得

など

20歳にならないとできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬・競輪・競艇・オートレースなどの投票券の購入
- ・大型・中型自動車運転免許の取得

など

成年年齢引き下げで、若者の消費者トラブルが増加する？

未成年者の場合、親の同意を得ずに結んだ契約は、「未成年者取消権」により、原則、取り消すことができます。しかし、成年者になると正当な理由なく契約を取り消すことはできません。また、社会経験の少ない若者を狙って、取り引きを持ちかける悪質な事業者もいます。そのため、成年年齢の引き下げにより、若者の消費者トラブルが、今まで以上に増加することが懸念されています。

このようなトラブルに巻き込まれないために、未成年のうちから、契約に関する知識やさまざまなルールを学んでおきましょう。そして、その契約が本当に必要か、判断できるようなしておきましょう。



不安に感じたり、トラブルに巻き込まれたりしたときは、「庄原市消費生活センター」へご相談ください。

☎0824・73・1228
月～金曜日（祝日除く）
9時～12時、13時～16時

市政トピックス

SHISEI Topics

環境政策課

新焼却施設の完成を祝う 備北クリーンセンター落成式



①完成した新焼却施設 ②旧施設

6月5日、備北クリーンセンター（新焼却施設）の落成式が開催され、木山耕三市長をはじめ、市議会議員、地元関係者など34人が参加しました。木山市長は式辞で、「将来にわたる快適な生活環境の維持を図るため、新焼却施設は、安全で安定的な廃棄物処理を可能とし、環境保全対策も徹底している。また、児童生徒をはじめ、市民の皆さんに利用してもらえ、見学スペースなどを設け、皆さんに愛され親しまれる施設として整備をした」と述べました。式典では、テープカットとくす玉割りが行われ、参加者全員で完成を祝いました。



式辞を述べる木山市長



テープカットとくす玉割りで完成を祝う



新施設には見学スペースを設置